

原子力改革監視委員会 運営要綱

平成 24 年 10 月 12 日 制定

令和 7 年 9 月 30 日 改定 11

1. 設置の目的

東京電力ホールディングス（株）（以下、「東京電力」という。）の原子力改革に関する取り組みについて、国内外の専門家・有識者が外部の視点で監視・監督し、改革の確実な実行につなげることを目的とする。

2. 位置づけ

取締役会の諮問機関として位置づける。

3. 組織構成

（委員）

- ・デール・クライン委員長（元米国原子力規制委員会（NRC）委員長）
- ・櫻井 正史（元国会 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員、
元名古屋高等検察庁検事長）
- ・大西 正一郎（東京電力ホールディングス（株）取締役）
- ・西澤 真理子（株式会社リテラジャパン 代表取締役）
- ・小林 喜光（東京電力ホールディングス（株）取締役会長）
- ・チャールズ・カストー（元米国原子力規制委員会（NRC）上級管理官）

（事務局）

- ・新井 史朗 事務局長
(一般社団法人日本原子力産業協会特任フェロー)
- ・金子 洋平 事務局長代理
(東京電力ホールディングス（株）原子力改革特別タスクフォース事務局
事務局長代理兼原子力改革監視委員会担当)

4. 役割・活動内容

（1）基本的な役割・活動内容

取締役会からの諮問に基づき、東京電力の原子力改革の実行を監視・監督し、その結果を取締役に提言・報告する。

具体的には、

- ・ 原子力安全改革の取り組みについて、外部の視点で監視・監督すること。
- ・ これまで積み重ねてきた改革の取り組みが継続されていること、ならびに原子力安全を追求する自律的改善がサステナブルなものであること。

とを確認し、評価すること。

- ・ 上記取り組みについて、適宜、社会へ情報発信するとともに、一年後を目処に監視結果を取締役会へ報告すること。

(2) 東京電力が取りまとめた福島原子力事故調査報告書の扱い

原子力改革監視委員会の活動にあたっては、東京電力が取りまとめた社内事故調査報告書（平成 24 年 6 月 20 日公表）に含まれる情報・データは適宜活用するものの、そこで示された結論には一切拘束されないこととする。

(3) 各委員の分担

- ・ 本委員会が取り上げる具体的テーマについては、必要に応じて各委員が分担して取り組む
- ・ 各委員は、必要に応じて、スタッフを集めて分科会を適宜開催し、その結果を本委員会に報告する
- ・ 東京電力は、各委員が必要とする資料・データ等は全て遅滞なく提供するとともに、各委員が自らのサポートに必要なチームを組織する等のために必要な費用を負担する

5. 情報公開

原子力改革監視委員会に関する情報については、公開を原則とする。会議終了後、記者会見を行うとともに、後日、議事概要を原子力改革監視委員会のインターネットホームページに掲載すること等により行う。

6. 開催頻度

全体会合は、適宜（少なくとも年度に 1 回の頻度で）開催する。
平行して、分科会を適宜開催する。

7. 事務局

原子力改革監視委員会に関する事務は、原子力改革特別タスクフォース事務局の委員会担当職員がこれを行う。

以 上